

所管事項の調査・研究のため、行政視察を実施しました。
各常任委員会等では、これらの成果を生かすため、積極的な活動をしていきます。

教育民生

平成23年10月24日～26日の日程で千葉県我孫子市、群馬県前橋市と桐生市を視察研修してきた。

まず、千葉県我孫子市では、『谷津ミュージアム事業』を視察研修。谷津（遠野という湿気が多い農地谷地）を保全、農村環境の復活をめざし、遊休農地解消にも貢献、ボランティア活動により、蛭や蛙が生息できる環境再生の取り組み状況について学んだ。

群馬県前橋市『学校支援寺子屋事業』では、地域の教育力を活用しながら、子どもの豊かな人間性を育む事を主目的に、放課後の独自の学習スタイルとして事業化、その講師を地域高齢者等が行い、生きがい増進のためにも貢献している事業とウォーキングバス運営を視察。

群馬県桐生市では、『中学校統合について』

を視察研修。児童生徒数減少に伴い学校規模・配置などの適合理化研究を進める事が必要と判断、平成10年から検討、平成16年3月の報告書の提出までの経過と、地域住民や保護者の理解が得られるよう、説明会等を積極的に設けて推進した経緯を学んだ。

各所それぞれに行政、風土、歴史の違いはあったが、地域、自治会、そしてボランティアなどによって成り立つ事業であり、市民への意識啓発・周知徹底・地域運動の中で大きな意識を持ち、改めて地域づくりの基本について考えさせられた視察研修であった。



ホテル・アカガエルの里として管理しているトンボ池

議会運営

平成23年11月1日～2日の日程で、福島県会津若松市議会において、議会改革と議会基本条例（議会基本条例制定までの経緯と制定後の現状と課題）について視察研修してきました。

会津若松市は、平成16年11月に北会津村と合併、更に翌年の11月に河東町と合併、いずれも編

入合併で議員の在任特例を適用したため、一時は最大で61人のマンモス議会となり、議会運営ルールやあり方をめぐり議論が交わされ、「市民と議会との新たな信頼関係の確立や、市民への説明責任の明確化を図るためには、議会自らが取り組むことが必要」とし、地方分権時代に即応した議会改革を推し進めていく上で、礎となる条例制定に着手した。

● 19年4月統一地方選挙により新たな30人の議員誕生。7月に、7名の委員からなる任意の議会制度検討委員会を設置、（委員会20回、議員全員協議会4回開催）

● 市民との意見交換会。15地区を対象に、5班編成で3回実施

● 20年5月条例案の答申。議会基本条例・議員政治倫理条例の2条例。6月定例会で、原案を可決し同月23日公布・施行

議員一人ひとりが、議会

改革のための制度づくりと実践に真摯に取り組んで来た歩みを強く感じた。まさに、「条例の制定は、ゴールではなくスタートであり市民福祉の向上と、更なる市政発展への寄与が最終目的であり、条例はそのための手段」であることを明言している。



会津若松市役所での視察風景